

千葉市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月22日

千葉市長 神谷俊一

千葉県規則第5号

千葉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

第1条 千葉県庁舎管理規則（昭和40年千葉県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「千葉県中央区千葉港2番1号」の次に「、千葉県美浜区中瀬1丁目3番地」を加える。

第2条 千葉県庁舎管理規則の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「、千葉県美浜区中瀬1丁目3番地及び千葉県中央区問屋町1番35号」を「及び千葉県美浜区中瀬1丁目3番地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年3月6日から施行する。